

島根県公共工事積算共同利用システム（第4次）

開発に係る運用指針

令和5年7月
島根県

運用指針

1 通常運用管理

通常時の運用について、以下の要件を満たすこと。

(1) システム利用可能時間

原則常時利用可能（24時間365日）とする。ただし、計画停止によるシステム停止を除く。

計画停止とは、システム保守等のための停止である。

なお、予め停止日、時間帯等を決定の上利用者へ事前予告を行うものとする。

また、システム利用者への影響を最小限とするよう考慮し、稼働を保証する稼働率、可用性向上等を図ること。

(2) 運用状況管理項目

a. 運用管理項目として、以下を管理すること。

- ・アプリケーションやOSなどの各種ログデータ
- ・時間別アクセス数
- ・セキュリティ運用
- ・利用者アカウント
- ・その他必要な事項

b. 月1回、運用管理報告書を協議会事務局に提出すること。

運用管理報告書には以下を記載すること。

- ・運用実績（参加団体別の設計書作成本数を含めること。）
- ・保守維持管理
- ・利用者サポート
- ・障害管理
- ・その他必要な事項

c. レスポンス悪化が確認された場合は、原因究明を行い改善案を提示し、本業務委託に係る部分については対策を実施する。

(3) バックアップ

設計書や積算基準データなどのバックアップを定期的に行うこと。バックアップの取得サイクル、媒体、世代管理、保管方法等については、システムの可用性と安全性を確保すること。

(4) 連絡体制

運用上の連絡事項や緊急に対応が必要な場合の連絡体制は、以下のとおりとする。

- ・勤務時間内（8：30～17：15）で緊急に対応が可能な連絡専用窓口の設置
- ・勤務時間外（閉庁日を含む）の連絡専用窓口の設置

2 保守・維持管理

システムが安全かつ安定的に継続して稼働できる状態を維持するため、以下の要件を満たすこと。

- a. サービスの停止を伴うシステムの修正、変更は、緊急の場合を除き計画停止時にまとめて実施すること。
- b. システムの安定的な稼働のため、定期的な点検、機器保守、ソフトウェア保守を実施すること。
- c. OSやミドルウェアについてのバグ修正（パッチ）を、適時実施すること。
- d. 参加団体の組織変更や人事異動に伴う利用者情報の変更等は速やかに対応すること。
- e. システム内の保管期限を経過したデータの退避や不要データの消去など、ディスクスペースやデータベースの整理と最適な運用を維持するためのデータ管理を行うこと。
- f. システムに導入したパッケージやサービスに関する機能追加等がリリースされた場合には、速やかに協議会事務局に報告し対応を協議すること。

3 障害管理

システムに障害が発生した場合には、速やかに復旧を行うこととし、以下について対策を構築すること。

なお、障害がシステム以外に起因する場合であっても、協議会事務局からの要請により詳細調査や復旧作業等に協力すること。

- a. システム障害発生時に、直ちに対応できる体制。
- b. 障害が発生した場合の、速やかな障害の切り分け、原因箇所の特定。
- c. 障害がシステム（機器、ソフトウェア、運用）に起因する場合には、受託者において責任を持って速やかに復旧を行うこと。
なお、復旧に時間を要する場合は、協議会事務局と協議の上、応急処置を講じること。

4 利用者サポート

(1) サポート内容

システム利用者に対するサポートに対し、以下について実施すること。

- a. 利用者からのトラブルや操作方法に関する問い合わせへの対応として、下記の手段を提供すること。
 - ・電話、電子メール
- b. 受付時間は、勤務時間（8：30～17：15うち休憩12：00～13：00）を考慮すること。

c. 操作マニュアル、ヘルプ画面等に修正や変更がある場合は速やかに更新を行うこと。

5 セキュリティ管理

「島根県情報セキュリティポリシー」に従ったセキュリティ運用を行うこととし、具体的な管理体制や管理手法等について提案すること。

なお、情報セキュリティについては、ISO27001により実施すること。

6 積算基準改定

(1) 改定方法

システムの積算基準改定については、以下に示す改定方法を基本とする。

- a. 改定作業を実施する場所は、受託者が用意すること。
- b. 改定作業は、協議会事務局が貸与する改定資料（積算基準書、損料表、単価表及び工種体系ツリー等）を基に行うこと。
- c. 改定データは、本番環境とは別の環境に格納すること。
- d. 改定データは、受託者側で試算・版下等確認の上、協議会事務局へ確認に必要な資料を提示すること。
- e. 受託者側は必要に応じ検証環境をセットアップする等、協議会事務局が確認作業を行える環境を整えるものとする。
- f. 協議会事務局による確認作業の結果、手直し指示のあったものは修正作業を行うこと。
- g. 協議会事務局での確認を受けた後に、本番環境への反映作業を行うこと。
- h. 改定作業内容及び工程等については、協議会事務局と協議すること。
- i. 協議会事務局の定める期日までに、改定作業を全て完了すること。
- j. 緊急に小規模な改定作業や修正等の作業を行う必要が生じた場合は、協議会事務局の指示に基づき対応すること。

(2) 改定内容及び頻度

改定内容及び頻度は、下記のとおりとする。

	工事及び業務委託の施工単価データの改定	年1回
①	<p>○改定頻度 定期改定（10月）の年1回としているが、年度中途の基準改定等に応じてデータ改定及びデータ修正を行う場合がある。</p> <p>○改定数量</p> <p>1) 積上げ式施工単価データ ・年間450データを見込んでいる。 ただし、年間500データを超える場合は設計変更協議の対象とする。</p> <p>2) 施工パッケージ施工単価データ ・中国5県で共同改定する施工単価データのうち、島根県が担当する年間64データを見込んでいる。 ただし、年間70データを超える場合は設計変更協議の対象とする。 ・共同改定後に、島根県が独自にカスタマイズする年間42データを見込んでいる。 ただし、年間45データを超える場合は設計変更協議の対象とする。 ・共同改定とは別に、島根県が独自に作成する年間2データを見込んでいる。 ただし、年間5データを超える場合は設計変更協議の対象とする。</p>	
②	機械損料データの改定	隔年1回 (施工単価データ改定と同時期)
	年間1200データを見込んでいる。 ただし、年間1320データを超える場合は設計変更協議の対象とする。	
③	機械賃料データの改定	年12回
	改定データ数は、協議会が必要とする数。	
④	労務単価データの改定	年1回（3月）
	改定データ数は、協議会が必要とする数。	
⑤	資材単価データの改定	年12回
	協議会が必要とする全資材について単価改定を行う。 なお、市場単価、標準単価については年4回の改定を行う。	
⑥	諸経費及び工種体系の改定	必要に応じて
	国の積算基準改定に伴うものを対象とする。	
⑦	その他、上記①～⑥に関連する 工種体系ツリー改定等のシステムの改修	必要に応じて

(3) 改定の照査

(2) 改定内容及び頻度で示している改定については、確実な改定を行うための照査要領（照査体制、照査手順、照査項目等）を作成すること。

(4) 改定瑕疵発生時の対応

①システムの運用中に改定瑕疵を発見したときは、速やかに改定内容を修正し、改定瑕疵発生の原因究明及び再発防止対策を講じること。

②改定瑕疵により、発注者又は第三者に損害が発生したときは、受発注者での協議を行い、契約書の損害賠償の規定に基づき対応すること。